

大田区防犯灯設置助成の改正のお知らせ

【防犯灯設置助成事業】

事業目的

①地域の安全性向上

～視認性の改善～

②脱炭素社会の実現

～エネルギー効率が良い～

大田区では、夜間の交通安全と防犯環境の向上を通じて、区民の皆様の生活環境整備を図るため、自治会・町会が維持管理する私道上の防犯灯に対して、設置助成を行ってきました。

地域要望に基づく安全環境の整備を早期に実現し、蛍光ランプの2028年1月1日以降の製造・輸出入禁止を見据え、全国的なLED切替需要の集中が本格化する前に計画的な整備を前倒しで進める必要があります。これに加え、地域要望に応じたLED防犯灯の新設及び更新時期を迎える既設LED防犯灯の更新にも対応するため、大田区では、防犯灯設置助成を改正しました。

【3つの改正】

①LED防犯灯の更新も対象とします！

LED防犯灯の更新時期を迎え、故障したものを助成します。

②助成緩和します！

設置間隔20m以上などの助成条件を広げます。

③同意書を廃止します！

「同意書」は「周知報告書」に変更します。

防犯灯は、**蛍光灯からLED灯に！**

LED防犯灯の不具合もまずはご相談を！

お問い合わせ先

〒144-8621

大田区蒲田五丁目13番14号 本庁舎7階

大田区まちづくり推進部建築調整課 地域道路整備担当

電話 03-5744-1308

▼詳細はこちら

